

《予算関係案件》

議第1号 令和3年度 南和広域医療企業団 病院事業会計補正予算（第3号）について

【議案資料 1】

議第2号 令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予算について

【議案資料 2】

《条例改正関係案件》

議第3号 南和広域医療企業団 企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【議案資料 3】

議第4号 南和広域医療企業団 企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案資料 4】

令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

南和広域医療企業団 補正予算の概要

病院事業収益

補正予算額 270,000千円

【補正理由】 コロナ患者、難病患者、化学療法患者等の増加に伴う  
収益増額のため

項) 医業収益		270,000千円
目) 入院収益	.....	140,000千円
目) 外来収益	.....	130,000千円

※補正前予算額 10,309,646千円  
補正後予算額 10,579,646千円

病院事業費用

補正予算額 180,000千円

【補正理由】 コロナ患者、難病患者、化学療法患者等の増加に伴う  
材料費用増額のため

項) 医業費用		180,000千円
目) 材料費 ・薬品費	.....	180,000千円

※補正前予算額 10,305,859千円  
補正後予算額 10,485,859千円

議第 1 号

令和 3 年度

病院事業会計補正予算書(案)

( 第 3 号 )

南和広域医療企業団

## 令和3年度 南和広域医療企業団 病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和3年度南和広域医療企業団の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第3条 令和3年度病院事業会計(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	10,309,646 千円	270,000 千円	10,579,646 千円
第1項 医業収益	8,574,724 千円	270,000 千円	8,844,724 千円

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	10,305,859 千円	180,000 千円	10,485,859 千円
第1項 医業費用	10,007,916 千円	180,000 千円	10,187,916 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,645,420千円と定める。

令和4年3月2日提出

南和広域医療企業団

企業長 杉山 孝

令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について

収益的収入及び支出

収入

<b>&lt;南奈良総合医療センター&gt;</b>		8,497,799	千円
第1項	医業収益	7,216,153	千円
第2項	医業外収益	1,118,444	千円
第3項	訪問看護事業収益	36,162	千円
第4項	看護師養成事業収益	126,040	千円
第5項	特別利益	1,000	千円
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>		1,166,676	千円
第1項	医業収益	979,619	千円
第2項	医業外収益	186,557	千円
第3項	訪問看護事業収益	0	千円
第4項	看護師養成事業収益	0	千円
第5項	特別利益	500	千円
<b>&lt;五條病院&gt;</b>		1,078,687	千円
第1項	医業収益	800,733	千円
第2項	医業外収益	277,454	千円
第3項	訪問看護事業収益	0	千円
第4項	看護師養成事業収益	0	千円
第5項	特別利益	500	千円
<b>収入合計</b>		10,743,162	千円

支出

<b>&lt;南奈良総合医療センター&gt;</b>		8,446,127	千円
第1項	医業費用	8,176,144	千円
第2項	医業外費用	61,558	千円
第3項	訪問看護事業費用	59,092	千円
第4項	看護師養成事業費用	145,333	千円
第5項	特別損失	3,000	千円
第6項	予備費	1,000	千円
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>		1,102,108	千円
第1項	医業費用	1,097,692	千円
第2項	医業外費用	1,916	千円
第3項	訪問看護事業費用	0	千円
第4項	看護師養成事業費用	0	千円
第5項	特別損失	1,500	千円
第6項	予備費	1,000	千円
<b>&lt;五條病院&gt;</b>		1,072,987	千円
第1項	医業費用	1,064,405	千円
第2項	医業外費用	6,082	千円
第3項	訪問看護事業費用	0	千円
第4項	看護師養成事業費用	0	千円
第5項	特別損失	1,500	千円
第6項	予備費	1,000	千円
<b>支出合計</b>		10,621,222	千円

収支差引 (単位:千円)

<b>&lt;南奈良&gt;</b>	51,672
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>	64,568
<b>&lt;五條病院&gt;</b>	5,700
<b>&lt;企業団合計&gt;</b>	121,940

資本的収入及び支出

収入

<b>&lt;南奈良総合医療センター&gt;</b>		629,550	千円
第1項	国・県補助金	209,577	千円
第2項	他会計負担金	262,487	千円
第3項	企業債	131,017	千円
第4項	他会計借入金	26,469	千円
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>		33,835	千円
第1項	国・県補助金	0	千円
第2項	他会計負担金	9,506	千円
第3項	企業債	20,255	千円
第4項	他会計借入金	4,074	千円
<b>&lt;五條病院&gt;</b>		12,104	千円
第1項	国・県補助金	440	千円
第2項	他会計負担金	3,281	千円
第3項	企業債	6,977	千円
第4項	他会計借入金	1,406	千円
<b>収入合計</b>		675,489	千円

支出

<b>&lt;南奈良総合医療センター&gt;</b>		709,774	千円
第1項	建設改良費	440,027	千円
第2項	企業債償還金	219,363	千円
第3項	県借入返還金	50,384	千円
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>		38,836	千円
第1項	建設改良費	38,836	千円
第2項	企業債償還金	0	千円
第3項	県借入返還金	0	千円
<b>&lt;五條病院&gt;</b>		20,494	千円
第1項	建設改良費	17,105	千円
第2項	企業債償還金	0	千円
第3項	県借入返還金	3,389	千円
<b>支出合計</b>		769,104	千円

収支差引 (単位:千円)

<b>&lt;南奈良&gt;</b>	△ 80,224
<b>&lt;吉野病院&gt;</b>	△ 5,001
<b>&lt;五條病院&gt;</b>	△ 8,390
<b>&lt;企業団合計&gt;</b>	△ 93,615

※ 資本的収入が資本的支出に対して不足する額93,615千円は損益勘定留保資金で補てんする予定

## 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由

(単位:百万円)

	令和4年度 予算(案)	令和3年度 予 算	対令和3予算 増減額	主な理由	令和3年度 決算見込	備 考
1 病院事業収益	10,743	10,310	433		12,681	
医療収益	8,997	8,575	422		9,741	
入院収益	5,397	5,260	137	南奈良の診療単価の増(51,145円→53,633円) 五條病院の病床の増加(71床→78床)	5,408	
外来収益	2,391	2,273	118	南奈良の患者数の増(605人→660人) 吉野・五條病院の診療単価の増(8,828円、8,604円→9,200円)	2,407	
県補助金	534	382	152	空床確保に対する補助金の増	1,246	
他会計負担金	354	360	▲ 6		355	
医療外収益	1,582	1,570	12		2,793	
訪問看護事業収益	36	39	▲ 3		31	
看護師養成事業収益	126	123	3		116	
2 病院事業費用	10,621	10,306	315		10,892	
医療費用	10,337	10,008	329		10,613	
給与費	5,420	5,154	266	退職給付引当金の増加による増、昇級に伴う期末勤勉手当等の増加、看護師処遇改善に伴う手当の増加	5,604	
材料費	1,680	1,465	215	入院・外来収入の増による増加	1,693	
経費	2,271	2,296	▲ 25		2,233	
減価償却費	940	1,067	▲ 127	H29、30年に取得した資産の減価償却終了に伴う減	1,073	
医療外費用	70	85	▲ 15		83	
訪問看護事業費用	59	53	6		56	
看護師養成事業費用	145	151	▲ 6		140	
3 収支(純利益)	122	4	118		1,789	

# 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算（案） ー収入の部ー

## 収益的収入

(単位：千円)

令和3年度 当初予算

病院事業収益  
10,309,646千円

医 業 収 益				医 業 外 収 益							
8,574,724				1,571,672							
入院収益	5,259,646	外来収益	2,272,651	その他 医療収益 300,447	国県補助金 381,875	他会計負担金 360,105	他会計負担金 473,037	長期前受金戻入 936,585	訪問看護 38,812	看護師養成 122,438	特別利益 2,000
				国県補助金 102,393		その他医療外収益 59,657					

令和3年度 決算見込

病院事業収益  
12,680,843千円

医 業 収 益				医 業 外 収 益							
9,740,775				2,793,384							
入院収益	5,408,472	外来収益	2,406,803	その他 医療収益 325,158	国・県補助 1,245,532	他会計負担金 354,810	他会計負担金 549,489	長期前受金戻入 1,786,951	訪問看護 30,913	看護師養成 115,771	その他医療外収
				国県補助金 39,047							

令和4年度 当初予算

病院事業収益  
10,743,162千円

医 業 収 益				医 業 外 収 益							
8,996,505				1,582,455							
入院収益	5,397,359	外来収益	2,391,211	その他 医療収益 319,703	国・県補助金 534,112	他会計負担金 354,120	他会計負担金 598,871	長期前受金戻入 866,468	訪問看護 36,162	看護師養成 126,040	特別利益 2,000
				国県補助金 59,784		その他医療外収益 57,332					

<南奈良総合医療センター>  
病床数 232床  
・1日平均患者数 一般 195人 コロナ関係 15人  
・延患者数 一般 71,175人 コロナ関係 5,475人  
・診療単価 一般 52,331円 コロナ関係 70,555円  
・病床稼働率 93.1%  
・診療日数 365日

<吉野病院>  
87床 (一般:46床 療養:41床)  
・1日平均患者 82人  
・延患者数 29,945人  
・診療単価 22,572円  
・病床稼働率 85.4%  
・診療日数 365日

<五條病院>  
78床 (一般:45床 療養:33床)  
・1日平均患者 72.5人  
・延患者数 26,463人  
・診療単価 23,070円  
・病床稼働率 92.97%  
・診療日数 365日

<南奈良総合医療センター>  
・1日平均患者数 660人  
・延患者数 160,380人  
・診療単価 13,000円  
・診療日数 243日

<吉野病院>  
・1日平均患者数 84人  
・延患者数 20,412人  
・診療単価 9,200円  
・診療日数 243日

<五條病院>  
・1日平均患者数 53人  
・延患者数 12,879人  
・診療単価 9,200円  
・診療日数 243日

・室料差額 148,891  
・公衆衛生 75,510  
・医療相談 30,570  
・その他収益 64,732

・退職手当 15,692  
・空床確保 405,150  
・ワクチン接種等 113,270

普通交付税

地域がん病院等機能強化事業補助金等

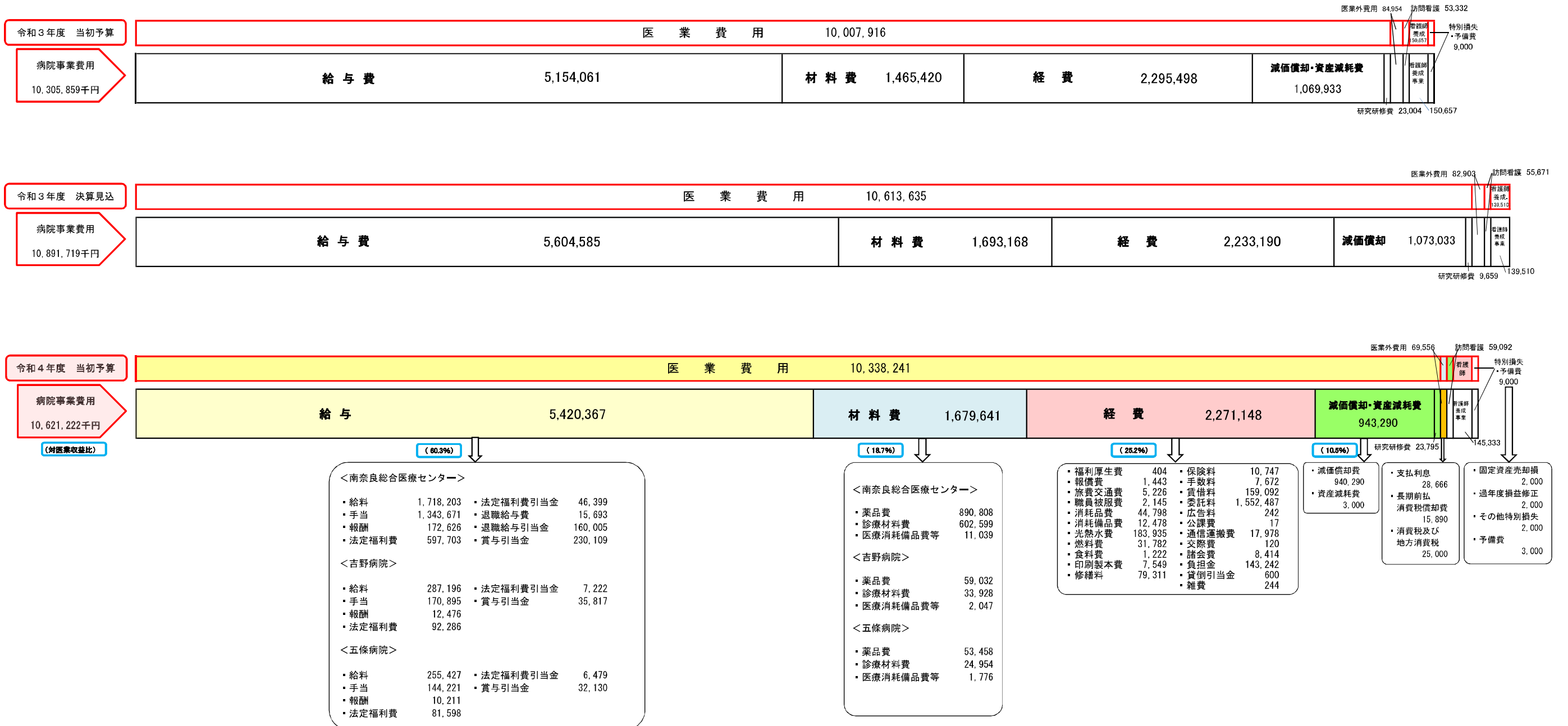
・運営費負担金 100,000  
・公債費負担金 27,346  
・普通・特別交付税 448,000  
・医師派遣負担金他 23,525

受取利息 220  
他会計補助 27,627  
その他医療外 29,485

# 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算(案) ー費用の部ー

## 収益の支出

(単位:千円)

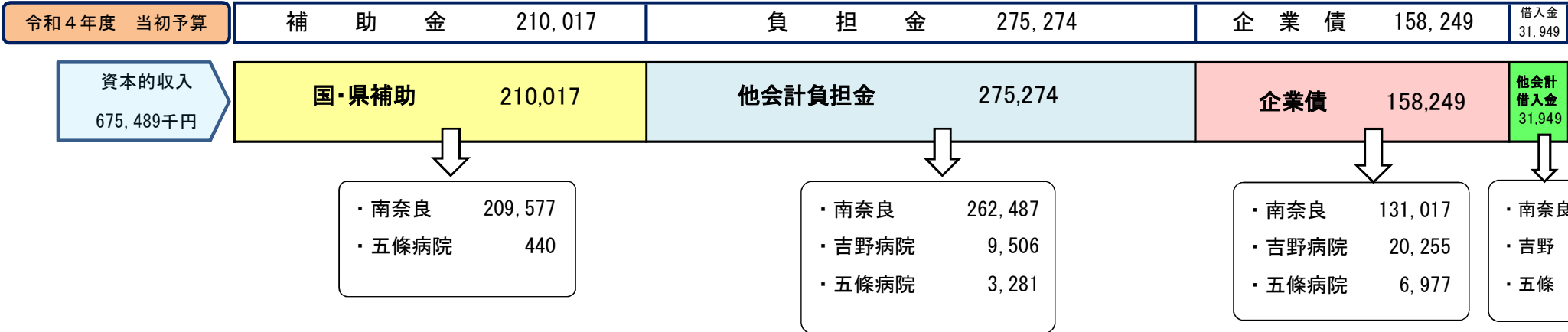




# 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計 資本的収支当初予算（案）

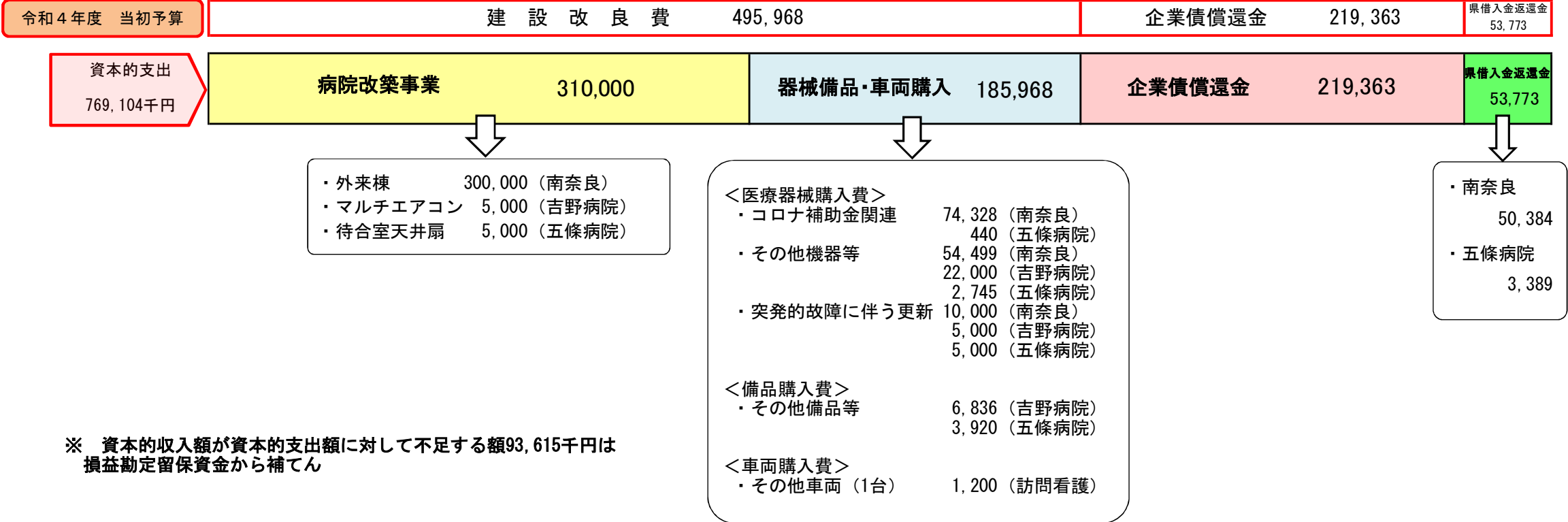
## 資本的収入

（単位：千円）



## 資本的支出

（単位：千円）



※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額93,615千円は  
損益勘定留保資金から補てん

令和 4 年度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

南 和 広 域 医 療 企 業 団

# 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一 般	291 床	回復期及び療養病床	108 床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数 (延)	100,375 人	入院患者数 (延)	37,960 人
	外来患者数 (延)	193,618 人		
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	379 人		
	外来患者数	797 人		
(4) 主な建設改良事業				
	工事請負費	310,000 千円		
	医療器機の購入	174,012 千円		
	器具備品の購入	10,756 千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	10,743,162 千円
	第1項 医業収益	8,996,505 千円
	第2項 医業外収益	1,582,455 千円
	第3項 訪問看護事業収益	36,162 千円
	第4項 看護師養成事業収益	126,040 千円
	第5項 特別利益	2,000 千円

支 出

第1款	病院事業費用	10,621,222 千円
	第1項 医業費用	10,338,241 千円
	第2項 医業外費用	69,556 千円
	第3項 訪問看護事業費用	59,092 千円
	第4項 看護師養成事業費用	145,333 千円
	第5項 特別損失	6,000 千円
	第6項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額93,615千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	675,489 千円
	第1項 補助金	210,017 千円
	第2項 負担金	275,274 千円
	第3項 企業債	158,249 千円
	第4項 借入金	31,949 千円

支 出

第1款	資本的支出	769,104 千円
	第1項 建設改良費	495,968 千円
	第2項 企業債償還金	219,363 千円
	第3項 県借入償還金	53,773 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をする事ができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム更新事業	令和4年度から令和5年度	1,730,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療器械等購入費	千円 158,249	証 書 借 入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 5,420,367 千円
2. 交際費 120 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は1,679,641千円と定める。

令和4年3月2日提出

南和広域医療企業団

企業長 杉山 孝

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

奈良県において、人事委員会勧告等に基づき、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の改正が行われた。  
当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例を改正する。

2. 改正概要

(1) 企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改定(第4条関係)

賞与における官民格差を解消する等のため、右表のとおり、企業長及び副企業長の期末手当支給割合を引き下げる改定を行う。

<参考> 期末手当の算出式

◆ 期末手当支給額

期末手当基礎額 × 期末手当支給割合 × 在職期間率

(2) 企業長の令和4年3月分給料月額改定(改正附則関係)

企業長の給料月額は条例で定めている(条例第3条第1項)ところであるが、今般の期末手当引き下げ分を今年度の企業長給与から反映させるために、令和4年3月分の企業長給料月額について、当該引き下げ分に相当する額を引いた額とするよう、附則で定める。

なお、副企業長の給料月額は条例により企業長が金額を定めている。(第3条第2項及び第3項)

◆ 期末手当支給割合

令和3年度(現行)			
	6月	12月	年間計
企業長	1.15	1.15	2.3
副企業長	1.675	1.675	3.35



令和4年度			
	6月	12月	年間計
企業長	1.125	1.125	2.25
副企業長	1.625	1.625	3.25

3. 施行期日

公布日から施行する。

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の115」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給料の特例)

2 令和4年3月に支給する企業長の給料については、第3条第1項中「439,800円」とあるのは「417,810円」とする。

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、企業長にあつては<u>100分の112.5</u>、副企業長にあつては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、企業長にあつては<u>100分の115</u>、副企業長にあつては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>4 略</p>

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

令和4年3月末において、副企業長のうち1名が、奈良県職員から引き続き副企業長として在職し、かつ、満65歳に達することから、退職手当の支給について必要な改正を行う。

2. 改正概要

**奈良県職員等が引き続き企業長又は副企業長となった場合の退職手当の特例(第4条関係)**  
 奈良県職員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き企業長又は副企業長となった場合の退職手当の支給については、その者の企業長又は副企業長の任期にかかわらず、企業団職員としての定年の年齢に達した場合には、退職手当を支給し、その場合、その者がその後に企業長又は副企業長を退職した場合には、退職手当を支給しない旨を規定

<参考> 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給範囲)                      第2条 この条例の規定による退職手当は、企業長(県その他の地方公共団体において定年に達したことにより退職した者を除く。)及び副企業長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>第4条 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用を受ける職員(以下「国家公務員」という。)又は奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和28年奈良県条例第40号。以下「奈良県退職手当条例」という。)の適用を受ける職員(以下「奈良県職員」という。)が国家公務員退職手当法又は奈良県退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き企業長又は副企業長となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、その者の企業長又は副企業長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項に規定する者が、企業長及び副企業長としての退職の前に、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第4号)に規定する定年退職日に達した場合には、第2条の規定にかかわらず退職手当を支給し、その後に企業長及び副企業長を退職した場合の退職手当は不支給とする。</p>	<p>(退職手当の支給範囲)                      第2条 この条例の規定による退職手当は、企業長(県その他の地方公共団体において定年に達したことにより退職した者を除く。)及び副企業長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>第4条 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用を受ける職員(以下「国家公務員」という。)又は奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和28年奈良県条例第40号。以下「奈良県退職手当条例」という。)の適用を受ける職員(以下「奈良県職員」という。)が国家公務員退職手当法又は奈良県退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き企業長又は副企業長となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、その者の企業長又は副企業長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2及び3 略</p>

3. 施行期日

公布の日から施行する。

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例(平成28年3月南和  
広域医療企業団条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1項に規定する者が、企業長及び副企業長としての退職の前に、南和広域医療企業  
団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第4号)に規定する定  
年退職日に達した場合には、第2条の規定にかかわらず退職手当を支給し、その後企業  
長及び副企業長を退職した場合の退職手当は不支給とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第4条 略 2～3 略 4 <u>第1項に規定する者が、企業長及び副 企業長としての退職の前に、南和広域医 療企業団職員の定年等に関する条例(平 成28年南和広域医療企業団条例第4 号)に規定する定年退職日に達した場合 には、第2条の規定にかかわらず退職手 当を支給し、その後企業長及び副企業 長を退職した場合の退職手当は不支給と する。</u>	第4条 略 2～3 略